

「生活習慣病管理料」

について

生活習慣病管理料とは、栄養、運動、休養、喫煙、飲酒及び服薬等の生活習慣に関する総合的な治療管理を行うことです。

当院では、生活習慣病に関する総合的な治療管理ができる体制を有しています。なお、治療計画に基づく総合的な治療管理は、多職種で連携して実施しています。

患者さまの状態に応じ以下2点、対応が可能です。

- ①28日以上 of 長期の投薬
- ②リフィル処方箋を発行

※なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは、患者さまの病状に応じて担当医が判断致します。

生活習慣病とは？

生活習慣病とは、「健康的と言えない生活習慣」が関係している病気のことです。

逆に言えば、生活習慣次第で発病を防ぐことができる病気という言い方もできます。

また、発病した後の経過は、生活習慣によって大きく左右されることが少なくありません。